

## 第5 ごみ減量・資源化促進事業

### 1 ごみ減量・資源化促進事業の概要

本市では、ごみ減量と資源の有効利用を促進するため、昭和49年から子ども会やPTAなどが主体となって行う資源回収に補助金を交付するなど実践活動団体の育成と普及に努めてきた。さらに、昭和54年度からは各種団体などの協力を得て「資源回収推進地区」を指定し、地域の資源回収事業を積極的に推進してきた。

また、事業系ごみの排出量の大幅な増加に対処するため、平成4年度に「地球にやさしいオフィス」登録制度を全国に先駆けて発足させ、事業者の自主的な取組によるごみの減量・資源化を促進している。

また、ごみを出さないライフスタイルへの転換を市民に呼びかけ、商品の購入段階等でのごみの減量化等を図るため、市民の日常生活と直接接する店舗等を登録する「地球にやさしい店」登録制度を平成5年度から発足させるなど、消費・排出の各段階でのごみ減量・資源化対策を推進している。

こうした様々な取り組みが評価され、平成7年に国からごみの排出抑制や再利用に先進的な取り組み全国的なモデルとして、「クリーン・リサイクルタウン」に選定された。

平成8年10月に、「容器包装リサイクル法」に対応する「高松市分別収集計画」を策定し、分別収集に関する基本的事項を定め、平成12年7月には「容器包装リサイクル法」完全実施と本市ごみ処理施設の能力が逼迫してきたことから、従来のごみ収集方式を全面的に改め、家庭系ごみにおける「資源ごみ」収集量の大幅な増加と、「可燃・破碎ごみ」の減量という点で一定の成果を挙げた。

平成16年10月1日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理にかかる負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、定期収集家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料の指定収集袋による回収を開始した。

平成20年3月には一般廃棄物処理基本計画を策定。

平成20年4月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一した。

また、製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月からパソコンの収集、処理施設での受入を市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

### 2 高松市廃棄物減量等推進審議会

平成3年9月に市民、事業者、行政の三者が連携し、協力してごみの減量のために何ができるか、また、何をすべきかについて協議するため「高松市ごみ会議」を設置した。平成4年6月に中間報告書、平成5年7月に最終報告が市長に提出された。

平成6年2月に、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7規定に基づく、「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」第17条の規定により、高松市廃棄物減量等推進審議会を設置した。審議会は学識経験者、各種団体の代表者など13名で構成されている。

平成19年度においては、一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物会計基準（ごみ処理原価）について審議するとともに、今後の廃棄物行政について意見交換を行った。

### 3 高松市リサイクル推進員

平成5年4月に、一般廃棄物の減量化・資源化を更に推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく高松市リサイクル推進員を各校区に設置した。地区のリーダーとして活動するとともに、地域ぐるみの主体的なリサイクルを推進している。

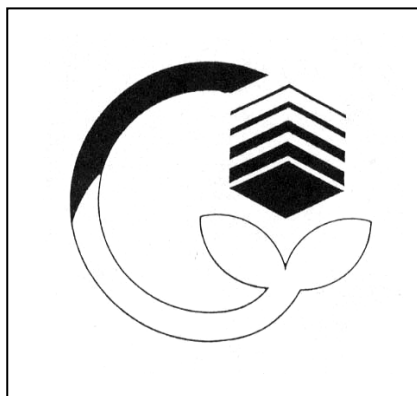
リサイクル推進員数 118人（平成20年10月1日現在）

### 4 ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター

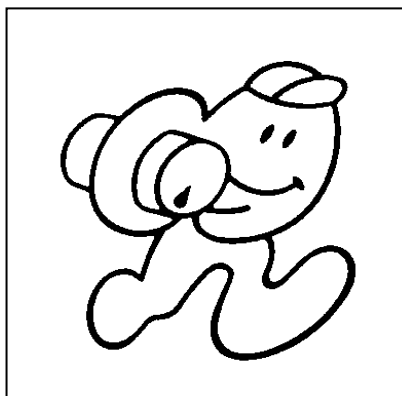
平成3年12月に、ごみ減量・資源化を広く市民にアピールするため「ごみ減量・資源化シンボルマーク」を全国から一般公募し、平成4年2月に1,117点の応募作品の中から「シンボルマーク・シンボルキャラクター」を選定した。シンボルキャラクターについては、より親しみやすいものとするため愛称を「カンクルちゃん」と命名し、あわせて表示している。

シンボルマーク・シンボルキャラクターは、各種の印刷物などへも積極的に使用している。

〔高松市ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター〕



<シンボルマーク>



<シンボルキャラクター>  
(愛称 カンクルちゃん)

## 5 分別収集推進活動補助金

平成12年7月からの新収集体制への移行に伴い、市民と資源回収業者の協力のもとに実施してきた資源物の集団回収事業と、これに対する資源回収補助金制度を廃止した。その補助金制度にかわるものとして、分別収集活動補助金制度を新設し、ごみステーションの維持管理、分別収集、その他地域における生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して補助金を交付している。18年度からは、同制度を合併地域へ拡大するとともに、補助単価については、20年度までに当初の600円を100円ずつ段階的に引き下げ、300円とすることとしている。

また、19年度から、自治会等へ交付している各種補助金の一元化に伴い、一部の地区については、同補助金を地域包括補助金に集約して、地域コミュニティ協議会へ交付した。

19年度実績 46地区 48,546,972円（補助単価 400円）

## 6 生ごみ減量化助成事業

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器または生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、市民のごみ処理に対する意識の高揚を図っている。

### (1) 生ごみ処理機等購入補助制度の概要

（平成20年10月1日現在）

	生ごみ堆肥化容器	生ごみ処理機
1 補助対象機種	微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、または減量させることを目的として製造されたもので市長が認めたもの（機械式のものを除く）	微生物の活動または乾燥装置により生ごみを消滅させ、または減量する機械式のもので市長が認めたもの
2 補助対象者	市内に住所を有し、かつ、居住している者 生ごみ処理機を購入した者にあつては、高松市の市税を完納している（申請時点で滞納がない）者 処理機を市内の自己の家庭から排出される生ごみの処理のために活用しようとする者 処理機を常に良好な状態で保持し、周囲に迷惑を掛けないで維持管理できる者	
3 販売店	制限なし	制限なし
4 補助基数	1世帯につき2基	1世帯につき1基
5 補助限度額	3,000円	20,000円
6 補助率	購入価格（消費税込み）の1/2	購入価格（消費税込み）の1/2
7 端数処理	補助金額の10円未満は切り捨て	補助金額の100円未満は切り捨て

### (2) 生ごみ処理機等補助基数・補助金の推移

		平成元年～平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
生ごみ堆肥化容器	基数	23,159	496	495	807	547	287	300	26,091
	補助金（円）	72,433,770	2,122,370	2,131,780	3,484,490	2,344,030	812,800	855,500	84,184,740
生ごみ処理機	基数	3,107	336	273	556	266	367	208	5,113
	補助金（円）	64,675,740	8,236,800	6,646,500	13,407,470	6,331,800	7,188,000	4,074,600	110,560,910

機械式生ごみ処理機の購入補助は、平成10年8月1日から行っている。

## 7 啓発活動等

### (1) ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成12年のごみ新収集体制への移行に伴い、「ごみ分別ガイドブック」を新たに製作し、全世帯に配布した後、平成16年の家庭系ごみ有料化の導入に伴い、同ガイドブックを大幅に改定し、再度全世帯に配布した。その後、平成20年4月の合併6地区のごみ収集体制統一に伴い、内容を一部改訂し、合併6地区の全世帯に配布した。また、転入者等にも要望に応じ随時配布している。

### (2) 外国人向けパンフレットの発行

平成16年10月からの定期収集家庭ごみ有料化の実施に伴う各種広報の一環として、市内在住の外国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発パンフレット(英語、中国語、韓国語)を作成し、希望者に配布している。

### (3) 小学校社会科副読本の発行

昭和53年度から市内の小学校4年生を対象に、学校教育を通じてごみ処理事業に対する理解と正しい知識を学んでもらうことを目的に、社会科補助教材として社会科副読本「きれいな高松に～くらしとごみ～」を高松市小学校社会科研究会の編集で毎年度改訂発行している。

### (4) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催

各処理施設において小中学校や各種団体等の見学者を随時受け入れて、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらっている。

### (5) ごみ減量・資源化啓発ビデオの貸出

平成4年度に、事業所向けに制作した「地球にやさしいオフィス登録制度」のビデオソフトおよび、平成12年度の新しい収集体制への移行に伴い、制作した啓発用ビデオ「資源増量・ごみ減量～みんなで創るいい環境～」を希望者に貸出している。

## 8 事業者への指導・啓発など

### (1) 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、「地球にやさしいオフィス」宣言をした事業者の申請に基づき市に登録する「地球にやさしいオフィス登録制度」を発足させた。

この制度を推進するため、すでにビル全体でリサイクル等に取り組んで他のオフィスのモデルとなる4ビルを「地球にやさしいオフィスモデルビル」として平成4年10月に指定し、同年11月から登録受付を開始した。

平成20年10月1日現在登録状況

ビル	185ビル
事業所	522事業所

## (2) 地球にやさしい店登録制度

利便性と豊かさのみを求めるライフスタイルから、環境に配慮した地球にやさしいライフスタイルへの転換を市民に呼び掛けるため、平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の販売等に取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録する制度を発足させた。登録店舗等には登録済証書を交付するとともに、高松市ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクターを広告などに使用を許可し、各店舗での事業への理解と協力を呼び掛けている。

平成20年10月1日現在登録状況

店舗数 237店舗

## 9 高松市環境プラザ

環境学習情報、学習機会・場所の提供、環境保全に関する相談・指導、環境保全活動を行っている団体等への支援など、環境全般を対象とした情報の提供・交換や団体等の活動の拠点となる施設として、旧リサイクルプラザを拡充・整備し、平成15年10月11日にリニューアルオープンした。

### (1) 施設の概要

所在地 高松市西宝町一丁目13番30号

TEL 087-861-6660 FAX 087-861-7600

敷地面積 706 m<sup>2</sup>

建築面積 320 m<sup>2</sup>

延床面積 568 m<sup>2</sup>

構造 鉄骨軽量気泡コンクリートパネル張 一部2階建

総事業費 1億6,101万1,660円

開館時間 10:00 ~ 18:00 (土・日は17:00まで)

休館日 月曜日、祝日、年末年始

太陽光発電設備 効率向上追求型 容量10kw

(平成15年度NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業採択)

### (2) 事業内容

事業名	事業内容
出前講座	学校、コミュニティセンター活動、環境関連イベント等への要望に応じて出前教室を開催しています。
環境学習講座	環境問題全般の基本的知識の習得を目的とした講座を実施しています。
リサイクル教室	事前の申し込みで、プラザ内での、各種リサイクル教室を開催しています。
展示コーナー	地球規模の環境問題からエコロジークな生活の知恵まで学べるパネルを展示、粗大ごみ等の中から使用可能なものを展示しています。
情報コーナー	環境に関する図書・ビデオ・DVDの閲覧・貸出、全国自治体の資料の閲覧、パソコンを使った各種情報の検索等ができます。

交流コーナー	環境ボランティア団体の取組みおよび団体の紹介，情報交換交流の場を提供しています。
不用品交換情報ボード	譲りたい物や欲しい物の情報をプラザ内のボードに掲示，パソコンに登録するほか，広報たかまつ，市ホームページでも情報提供しています。
啓発コーナー	環境に関する各種研修会，環境学習講座，リサイクル工作教室等を実施しています。
紙すき	事前の申し込みで，プラザ内での紙すきの体験指導のほか，環境関連イベント等への出展をしています。（出張指導も可）
石けん作り	廃食油を原料に石けんづくりの体験指導をしています。（出張指導も可）

### (3) 年度別利用状況

(単位 人・件)

区分	15	16	17	18	19
来館者数	4,950	3,603	3,987	4,275	4,052
1日当たり来館者数	16	12	13	14	14
図書・ビデオ貸出利用件数	9	16	38	54	22
不用品交換登録件数	908	975	867	1,015	1,038
出前講座件数	56	51	45	77	63
出前講座参加人数	2,084	1,939	2,263	2,983	2,802

## 10 不法投棄防止対策

平成 20 年 4 月の組織改正により，適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに，室に適正指導係および監視パトロール係を設置し，不法投棄の防止に努めている。

### (1) 不法投棄監視カメラの設置

市内でも，特に不法投棄が多く見られる山間地及び海岸線地域の 10 ヲ所に，監視カメラを設置するとともに，監視エリアに表示看板を立て，不法投棄防止の啓発を行っている。

### (2) 不法投棄防止パトロールの実施

市内を 7 地区に分け職員による週 2 回の不法投棄防止パトロールを実施するとともに，不法投棄ごみについては，投棄者の調査・指導を行うとともに早期の撤去に努めている。

また，ヘリコプターによる空中監視や海上保安庁と協力しての海岸線のパトロールも実施している。

<平成 19 年度不法投棄防止パトロール実績>

昼間 18 回

### (3) 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲に渡る不法投棄が見られる地域においては，行政と住民が連携して，不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し，不法投棄されているごみの回収を行うことにより，

地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。

<平成 19 年度 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容>

実施件数 7 件  
 延べ参加人員 約 7,000 人



屋島クリーン大作戦（平成20年 3 月 2 日）

11 家電リサイクル法

平成13年 4 月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の 4 品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引き渡しリサイクルを行うこととなっている。

販売店に引取りの義務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

家電 4 品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

また、平成 16 年 4 月から冷凍庫が対象品目に追加された。

<家電 4 品目の有料収集及び不法投棄収集の実績>

品 目	有料収集台数実績（台）				不法投棄収集台数実績（台）			
	16	17	18	19	16	17	18	19
年 度								
テ レ ビ	233	322	288	227	59	95	125	164
エ ア コ ン	89	94	64	45	5	5	4	1
冷 蔵 庫								
冷 凍 庫	222	246	262	185	16	19	38	35
洗 濯 機	166	214	198	147	14	8	22	23
合 計	710	876	812	604	94	127	189	223

## 12 家庭用パソコンリサイクル

製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成 20 年 4 月から家庭用パソコンの収集および処理施設での受入を市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。